

かつらぎ町戸別受信機保証金預り貸与申請書

かつらぎ町長 様

令和 年 月 日

※太枠内のみご記入ください。

申 請 者	住 所 (住民登録)	
	世帯主氏名 又は 事業所等の代表者	
	連 絡 先	— —

戸別受信機の保証金預りによる貸与を受けたいので、下記の遵守事項を承諾し、かつらぎ町防災情報伝達システムに関する要綱第12条第3項の規定により申請します。
かつらぎ町が戸別受信機の管理のため、記載した申請内容に係る情報を確認することについて同意します。

貸 与 対 象	
使用場所	かつらぎ町大字
10 ☐ 無償貸与者で2台目以降追加が必要な者（世帯員数を上限） 11 ☐ 住民登録を有していないが町内に居住している世帯の世帯主 12 ☐ 親族等から暴力を理由に避難し、親族等と生計を別に行っている者及び同伴者 13 ☐ 町内に所在する事業所等の代表者	
戸 別 受 信 機 の 種 類 ・ 台 数 ※貸与台数は原則1世帯1施設につき1台（令和3年6月現在）	
☐ 標準型戸別受信機 台 (保証金額：1台 19,800 円)	☐ 文字表示付戸別受信機 台 (保証金額：1台 34,650 円) 聴覚障害を理由とした身体障害者手帳の有無 ☐ 有（手帳番号： ） ☐ 無 ※「文字表示付戸別受信機」を希望し、同一世帯内に聴覚障害を理由とした身体障害者手帳の交付を受けた者がいない場合は、聴覚障害が身体障害者障害程度等級表と同程度であることを証明するための聴力レベルを記した医師の診断書を提出して下さい。
添付書類	☐ 住民票の写し ☐ 町内に事業所等が所在していることを明らかにできる書類等 ☐ その他（ ）

戸別受信機の貸与申請に係る遵守事項
○戸別受信機は、家庭用電源又は乾電池で作動します。電気代等の維持管理費は貸与使用者のご負担となります。
○戸別受信機は、町の備品のため譲渡や転貸などできません。
○不要となった場合は、町へ返却された戸別受信機が正常に動作する場合のみ保証金を還付します。
○戸別受信機には、使用される地区設定がされていますので、移転の際は役場で変更の届け出が必要になります。
○故意又は過失により亡失、毀損した場合は、修繕等に要する費用をご負担いただく場合があります。

【かつらぎ町処理欄】

世 帯 番 号					受 付 日	令和 年 月 日
					貸 与 日	令和 年 月 日
受 信 機 番 号					貸 与 場 所	
					3. 危機管理課 4. 住民福祉課窓口 5. 花園支所	
保 証 金	円				保証金預り日	令和 年 月 日
貸 与 事 由	グルーピング地区				入 力	貸与確認 受 付
10. 2台目以降必要 11. 住民登録外 12. 避難を必要とする 13. 事業所	1. 笠田 2. 四郷 3. 大谷 4. 妙寺	5. 見好 6. 三谷 7. 四邑 8. 志賀	9. 天野 10. 新城 11. 花園			